

社会福祉法人 東京援護協会

特別養護老人ホーム いずみの苑

# 並木道



ホームページも  
随時更新中!

令和3年8月10日 発行  
発行責任者 矢嶋 吉雄  
発行委員会 並木道委員会

P1 施設長よりご家族の皆様へ、今後の面会について

P2 フロアーレクリエーションの様子 P3 季節行事の様子

P4 医師特集、管理課からのお知らせ、編集後記

東京都では4度目の緊急事態宣言が発出されています。新型コロナウイルス感染症については、まだまだ気を抜ける状態にありません。ご家族の皆様におかれましては、引き続き感染予防にご留意ください。

いずみの苑では、板橋区の方針のもと、優先的にワクチン接種を受けることができ、職員も含めて6月には接種を完了しました。今後、一般の方々への接種が進むにしたいがい、各種制約も少しずつ緩和していけるものと思います。まずは面会方法の改善や外部のボランティアを招いての行事の実施など、時期を見ながら充実させてまいります。詳細は改めてお知らせいたします。

昨年もお知らせしたとおり、いずみの苑は、大雨が降った場合に浸水が想定される区域内にあります。これから本格的な大雨のシーズンを迎えるにあたり、たとえ浸水が発生しても利用者の皆さんの安全確保を最優先に考え、対応する所存です。そのため避難計画に基づく訓練の実施や備蓄物資の確保、ご家族との連絡体制の構築などに万全を期して取り組んでまいります。

今後も施設で安心して生活していただけるよう職員一同でしっかりと支えてまいります。

矢嶋 吉雄

## 面会について

東京都の緊急事態宣言が解除後、様子を見ながら面会を再開する予定です。詳細は後日お知らせ致します。

# 端午の節句



5月は端午の節句と菖蒲湯、母の日と、季節の行事を楽しんで頂きました。



# 母の日



## <各行事の実施日>

- 端午の節句 / 母の日
  - • • 2F 5/5、3F 5/9、4F 5/5
- 菖蒲湯
  - • • 2F 5/6、3F 5/6、4F 5/4

# 菖蒲湯



# カラオケ居酒屋

6月はカラオケ居酒屋を行いました。  
今年も感染症予防のため  
少人数で開催しました。

かんぱ〜い!

《実施日》

2F: 6/17

3F: 6/30

4F: 6/20



津軽海峡〜  
冬げ〜しき〜♪

## 七夕



利用者一人一人  
願い事を短冊に  
書いて飾りました!



《実施日》

2F: 7/28

3F: 7/4

4F: 7/4

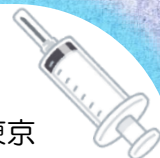
## 夏祭り



魚釣りやかき氷を  
食べて、楽しい  
夏祭りになりました!



# 新型コロナの現在とワクチン接種状況



7/15 現在、巷では新型コロナウイルスδ型（デルタ型）の流行が急増しています。現在、東京では全体の30%がδ型に置き換わっており、緊急事態宣言が発令されています。δ型は、イギリス由来のα型（アルファ型）より、倍近くの感染力が強く、入院リスクも、重症化リスクも2倍以上といわれます。現在流行中のmRNAタイプのワクチン（ファイザー社とモデルナ社）の国内摂取は、全体の20%、東京では16.4%、東京高齢者は53.3%、医療従事者はほぼ100%済みであり、高齢者、医療従事者の新規感染者数は劇的に抑えられています。代わりに、未接種の実年世代、若い世代に感染者が増え、40代、50代の重症者が増えています。

しかし、今後、流行の主流となるδ型では、ファイザー、モデルナワクチンの感染予防効果がやや低下すること（イスラエルでは64%、カナダでは87%、スコットランドでは79%と発表）が懸念されます。（重症予防効果は90%以上に保たれているようですが。）

現在、東京はもちろん、全国的にもワクチン接種率はまだ20%代（集団免疫を獲得するには国民の75%以上の接種を要すると、理論疫学の西浦博教授は言っています）、現役世代がほとんど未接種である事、東京では7月中旬にδ型が40~50%にまで拡大する予想もあり、まさに今、ワクチン接種速度とδ型拡大速度の競争になっています。

ご存じのように、感染者が増えれば増えるほど新規の変異株を生じやすく、ワクチンの効果も変化する可能性もあり、入居者、ご家族様には、ワクチンを済ませても、今しばらくご面会は辛抱して頂いたほうがいいと思われま。

医師 瓜生 寛子

## 介護保険施設における負担限度額が変わります

現在、食費、居住費については、低所得の方への助成があります。その認定要件、負担限度額が令和3年8月1日から以下の通りに変更になります。

### ① 預貯金額の変更 令和3年7月 → 令和3年8月～

|                           |                          |                     |
|---------------------------|--------------------------|---------------------|
| 年金収入等※80万円以下(第2段階)        | 単身 1,000万円<br>夫婦 2,000万円 | 単身 650万円、夫婦 1,650万円 |
| 年金収入等 80万円超120万円以下(第3段階①) |                          | 単身 550万円、夫婦 1,550万円 |
| 年金収入等 120万円超(第3段階②)       |                          | 単身 500万円、夫婦 1,500万円 |

### ② 食費の負担限度額の変更 令和3年7月 → 令和3年8月～

|                           |      |        |
|---------------------------|------|--------|
| 年金収入等※80万円以下(第2段階)        | 390円 | 390円   |
| 年金収入等 80万円超120万円以下(第3段階①) | 650円 | 650円   |
| 年金収入等 120万円超(第3段階②)       | 650円 | 1,360円 |

### ③ 食費の基準費用額の変更

1,392円→1,445円(日額)に変わります。

一定以上の収入があり、助成の対象にならない方の食費は日額1,445円になります。

尚、居住費の負担限度額の変更はありません。

## 編集後記

梅雨が明け、厳しい暑さが続いています。皆様、体調に気を付けてお過ごしください！

並木道委員 都筑